

社員の皆さんへ

平成19年9月20日  
代表取締役会長 矢野 弘典

### 飲酒運転の防止について（再徹底）

このたび、名古屋支社 岐阜工事事務所の総務課長が、飲酒後に車を運転し、物損事故を起こしました。

社内では、従前から飲酒運転防止の徹底を重ね重ねお願いし、特に、今年1月の横浜支社の管理職による飲酒運転事故を踏まえ、警察のご協力等を得ながら全社的にその厳禁に取り組んできたところです。このような中でも、事務所の中で指導をし、監督する立場にある者が、勤務時間内に飲酒をし、自主運転車と自家用車との双方で飲酒運転を行っていたことは、社内一丸となった取り組みを踏みにじり、当社に対する社会的信頼を根底から覆す行為でもあります。誠に慙愧に耐えませんが、この事実を全役員・社員が厳粛に受け止めなければなりません。

おりしも、先日、福岡市のあの痛ましい事故から一年を迎え、飲酒運転に対する厳しい世論が再度喚起された中での、今回の事故です。また、皆さん御承知のとおり、飲酒運転に対する罰則強化が盛り込まれた道路交通法が改正され、秋の交通安全キャンペーンの一環として当社でも飲酒運転撲滅を訴えることとしていた矢先です。

何度も申し上げているとおり、飲酒運転は道路交通法で禁止されている行為であり、人身事故で尊い人命を奪うような結果ともなれば、刑事事件として厳しい法の裁きを受けることとなります。

当社は極めて公共性の高い事業を行っており、法令遵守についてより高い意識をもって行動することが求められており、また、何より、我々は道路・自動車に直接関係する事業を行っています。当社の社員による飲酒運転は、厳にあってはならないことであり、これは、会社に対する信頼を裏切るもので、当該社員本人に対しても厳しい懲戒処分を課さざるを得ないものです。

今一度、我々の責務と使命を自覚し、自ら飲酒運転は行わないことはもとより、周りの者に対する厳しい眼を持ちつつ、飲酒をした者に運転させないという、基本的な法令遵守の再確認・徹底をするとともに、綱紀の一層の肅正を通達します。

以 上